

## 第2回委員会で議長より発議のあった検討課題

### 1. 「ろう者」という表現について

「ろう者及び手話を必要とするすべての人」と表現している条例もある。

「「ろう者」にアイデンティティを持ち手話を使用して生活する人」が対象になっているがそれでいいか。

「ろう者」というと18歳以上の人を連想するが「ろう児」はどうしたらいいか？

例えば「ろう者」とは、聴覚障害者であって手話を使い日常生活を営む者を言う。という定義文章をろう者の後に付けているのもあった。

### 2. 附則として条例制定後の見直しを行うという文章をつけるかどうか。

例えば3年ごとに見直しを行うなどという文章を付ける等。